

遠野市から転出される方へ

新住所に住み始めた日から14日以内に新住所の地番などを確認のうえ、**転入届**の手続きをしてください。

○転入届には、転出証明書、本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)、印鑑などが必要です。○次の事項に該当する方は、下記の手続きが必要となります。

(正当な理由がなく14日以内に転入届をされないと5万円以下の過料に処せられることがあります。)

手続場所	手続するもの	遠野市での手続	担当課 電話(0198)	支所での 手続	新住所地での手続等
とぴあ庁舎	印鑑登録証	印鑑登録証(登録者のみ)をお返してください(市民課への郵送可)。転出(予定)年月日をもって登録が抹消されます。	市民課 62-2111	○	必要な場合は印鑑登録の手続きをしてください。
	マイナンバーカード	カード申請中の方は、転入先で再度お申込みください。		○	マイナンバーカードを持参し、「券面記載事項変更」「署名用電子証明書の再発行」の手続きをしてください。
	住民基本台帳カード			○	改めて、加入の手続きをしてください。
	国民健康保険	転出(予定)年月日をもって資格がなくなりますので保険証をお返してください(市民課への郵送可)。		○	改めて、加入の手続きをしてください。
	後期高齢者医療	転出年月日をもって資格がなくなりますので、被保険者証をお返してください(市民課への郵送可)。 保険料の還付が発生すると見込まれる場合は、過誤納金振込口座依頼書をお渡しますので提出してください(市民課への郵送可)。 県外転出の場合は、新住所地での手続用として負担区分証明書(対象の方は被扶養者・障害・特定疾病証明書も含む)をお受取りください。		○	県外転出の場合は、左記の各種証明書を持参してください。県外の施設(医療機関、老人ホーム、障がい者支援施設等)への転出の場合は、遠野市から継続して被保険者証が発行になる旨(住所地特例)を申し出てください。
	医療費受給者証 ・乳幼児・妊産婦・ひとり親家庭 ・小学生・中学生・高校生 ・重度心身障害者 ・身障3級・寡婦	転出(予定)年月日をもって資格がなくなりますので、受給者証をお返してください(市民課への郵送可)。 新住所地で「所得課税扶養証明書」が必要になる場合は税務課または宮守総合支所で交付を受けてください(郵送での手続可。賦課期日時点の住所地が遠野市でない場合は対象住所地で交付を受けてください)。		○	新住所地に「給付制度の有無」「必要書類」を確認し、手続をしてください。
	児童手当	受給者が転出する場合は、児童手当消滅届を提出してください。通学などの理由で支給対象児童のみ転出する場合は、別居監護申立書を提出してください。 ※受給者が配偶者と離婚協議中により別居する場合は、児童と同居している方へ優先的に支給となりますので、申し出てください。		○	転出日の翌日から15日以内に認定請求をしてください。必要な書類は転出の手続の際にご案内していますが、個別の事情により別途書類の提示を求められる可能性がありますので、新住所地に確認の上、手続してください。
遠野テレビ	遠野テレビ	・名義人が転出し、名義人の家族が継続して利用する場合は、名義変更及び口座変更手続きが必要です。 ※登録する口座の通帳と届出印を持参してください。 ・名義人又は世帯全員が転居する場合は、解約又は休止手続きが必要です。	情報 推進課 62-2111 遠野テレビ 63-1711	○	
とぴあ2階 遠野市営住宅 管理センター	市営住宅の利用者	同居者が転出した場合は、住民票(除票)を持参の上、同居者異動届の手続をしてください。 名義人又は世帯全員が転出する場合は、必要な手続がありますので事前にお問合せください。	遠野市営住宅 管理センター 66-3081	○ ×	
本庁舎 2階9番窓口	農業者年金	被保険者又は受給者が転出する場合は、各種届出がありますのでお問合せください。	農業委員会 62-2111	×	

手続場所	手続するもの	遠野市での手続	担当課 電話(0198)	支所での 手続	新住所地での手続等
本庁舎 2階6番窓口	上水道使用者	中止(廃止)届の手続をし、料金を精算してください。また、所有者・使用者の名義が変わるとき、長期間水道を使用しないとき、その他、申込みした内容に変更があったときは、お問合せください。	上下水道課 62-2111	○	新規に届出してください。
	下水道(農業集落排水)使用者				
本庁舎 2階4番窓口	八幡墓園利用者	利用者転出の場合は住所変更届と住民票を環境課窓口に提出してください。届出様式は市ホームページにも掲載しています。	環境課 62-2111	×	
	犬を飼っている方				
健康 福祉の里	介護保険資格取得者	65歳以上の方は介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、各種減免認定証をお返してください。介護保険料額変更による還付、又は納付等のお手続きについては、後日、介護保険係より郵送にてご案内します。新住所が介護保険施設(特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等)の場合は住所地特例施設に当てはまる可能性がありますので、転出の際に施設名を教えてください。	健康 長寿課 68-3171	×	転出証明書及び受給資格証明書を持参の上、転入の手続をしてください。 住所地特例に当てはまる方は後日、遠野市から新住所地が記載された介護保険被保険者証を郵送します。
		40歳以上の方で要介護認定を受けていた方は、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、各種減免認定証をお返してください。新住所が介護保険施設(特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等)の場合は住所地特例施設に当てはまる可能性がありますので、転出の際に施設名を教えてください。			
	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム利用者	貸与している機器一式の取外しと返却が必要となりますので、健康長寿課までお問合せください。	健康長寿課 62-5112	×	
	生活保護世帯	転出手続する前に届出義務がありますので手続をしてください。	福祉課 68-3192	○	新規に届出します。
	特定疾患医療受給者証	県内へ転出の場合は、手続きが不要です。 県外へ転出の場合は、新住所地で手続き後に資格喪失手続をしてください。	福祉課 68-3193	×	県内・県外ともに受給者証等を持参の上、手続して下さい。
	自立支援医療(精神通院)受給者証	県内へ転出の場合は、手続きが不要です。 県外へ転出の場合は、資格喪失手続をしてください。		×	
	妊婦・産後・新生児聴覚・乳児健康診査受診票、予防接種予診票		保健医療課 68-3186	—	新住所地に「制度の有無」「必要書類」を確認し、手続をしてください。
東館庁舎	児童扶養手当	手当証書を持参の上、住所変更届の手続きをしてください。	子育て 支援課 62-0189	○	手当証書、受給者名義の口座番号、住民票、所得証明書などが必要となる場合があります。
	特別児童扶養手当	手当証書を持参の上、住所変更届の手続きをしてください。		○	
	転校	転校する旨を学校に連絡し、必要な書類を受け取ります。	学校総務課 62-4412	—	転校先の学校に書類を提出します。
図書館・博物館	指定文化財所有者 遠野遺産所有者	住所変更の手続がありますので、文化課までお問合せください。	文化課 62-2340	○	

○転出予定日や転出予定地が変更になった場合も、お持ちの転出証明書を転入先の市区町村役場に提出してください。都合により転出を取消す場合は、転出証明書を持参し、遠野市での手続が必要です。

○市から補助金などを受けている人は手続きが必要な場合がありますので、担当課にご相談ください。

○その他 郵便局、銀行、NHK、電気・ガス、電話会社などへ手続の確認をしてください。